

「地域と共に創るとっとり人権教育事業」実施要項

鳥取県教育委員会事務局人権教育課

1 目的

学校・家庭・地域が連携して、いじめの防止等のための効果的な研究実践を行い、その成果を人権教育プログラム集として県内に普及させる。

2 事業内容等

以下の事業を3年間継続実施する。3年次に人権教育プログラム集を刊行・配布する。

(1) 人権教育プログラム作成協力校事業（学校教育編）

作成協力校が実施する研究会に共同研究者（大学教授等、指導主事）を年3回程度派遣し、研究を支援する。

*作成協力校は「人権としての教育」「人権についての教育」「人権が尊重される教育」の3つの観点のうち2つ以上を選択し、いじめの防止等に資するプログラムを作成する。

(2) 人権教育プログラム作成委員会事業（社会教育編）

市町村人権教育推進員・人権教育アドバイザー等で作成委員会を組織し、いじめの防止等に資するプログラム（PTA研修会向け）を作成する。作成委員会は、年間5回程度開催する。

(3) 人権教育プログラム実践事業

①人権教育プログラム（社会教育編）による研修会【必須】

作成協力校PTAにおいて、いじめをテーマとした人権教育プログラム（社会教育編）を用いた研修を実施する。

※人権教育プログラム（社会教育編）は、(2)の人権教育プログラム作成委員会事業で作成したものを使用する。作成委員会から研修会へファシリテーターを派遣する。

②人権教育講演会【任意】

希望により、作成協力校PTAが企画するいじめをテーマとした人権教育講演会を開催することができる。

3 作成協力校の公募

作成協力校は、公募の上、決定する。公募方法等は、別途「人権教育プログラム（学校教育編）作成協力校公募要領」に定める。

4 事業実施計画書等の提出

(1) 提出書類

作成協力校に決定した学校は、以下の書類を人権教育課に提出する。

ア 共同研究者派遣申請書（様式1） ※実施を希望する回数分作成のこと。

イ 人権教育プログラム（PTA研修編）実施計画書（様式2）

*共同研究者（大学教授等）、PTA研修講師・ファシリテーターに係る旅費、報償費は人権教育課が支出する。報償費の算定は以下による。

分 類		記号	1時間単価	1日単価
県外	大学教授・准教授、有識者A 等	①	10,000円	50,000円
	大学講師、学校長、医師 等	②	8,000円	40,000円
	大学助手・非常勤、教頭・教諭、有識者B 等	③	6,000円	30,000円
県内	大学教授・准教授、有識者A 等	④	8,000円	40,000円
	大学講師、学校長、医師 等	⑤	6,000円	30,000円
	大学助手・非常勤、教頭・教諭、有識者B 等	⑥	4,000円	20,000円

※有識者Aは全国で著名な者、有識者Bはその他。（5時間を超える場合は1日扱い）

(2) 提出締切 平成27年5月15日（金）

(3) その他

- ・提出書類の変更等ある場合は、人権教育課に連絡の上、再提出すること。
- ・次年度以降の書類の提出については、人権教育課が連絡することとする。

5 事業の報告

作成協力校は、研究会等終了後1か月以内または平成28年2月29日（月）までのいずれか早い日までに、学習指導案及び実施報告書（様式3・4に準じた内容で、A4版1～2枚程度とする）を人権教育課に電子データで提出すること。併せて、作成協力校は、以下の指標を含むアンケート等を2回程度実施し、効果の測定を行うこととする。

<作成協力校>

- 「いじめはどんな理由があってもいけないことだ」と回答した児童生徒の割合
- 「自分にはよいところがある」と回答した児童生徒の割合
- 「先生は私のよいところを認めてくれる」と回答した児童生徒の割合
- 「友達に伝えたいことをうまく伝えることができる」と回答した児童生徒の割合
- 「学校に行くのは楽しい」と回答した児童生徒の割合
- 「家の人と学校の出来事について話をしている」と回答した児童生徒の割合

<作成協力校PTA>

- 「いじめはどんな理由があってもいけないと子どもに言って聞かせている」と回答した保護者の割合
- 「子どものよいところを認めるようにしている」と回答した保護者の割合
- 「子どもと学校での出来事について話をしている」と回答した保護者の割合
- 「いじめの防止等に向けた学校の取組を理解している」と回答した保護者の割合

6 経費

- (1) 鳥取県教育委員会は、事業（上記の2（1）～（3））に要する経費（講師謝金・旅費）を支出する。
- (2) 鳥取県教育委員会は、上記6（1）に加え作成協力校に200千円程度の支援をする。